

証券コード 8703

平成21年6月12日

株 主 各 位

(本店) 東京都中央区新川一丁目28番25号
(本社) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
カブドットコム証券株式会社
取締役代表執行役社長 齋藤正勝

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、折り返しご送付くださるか、次頁のご案内に従って電磁的方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月28日（日曜日）午後1時
2. 場 所 東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号
日本青年館大ホール
3. 目的事項
報告事項 第10期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件

-
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://kabu.com>）に掲載させていただきます。

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙のご返送は、平成21年6月27日（土曜日）午後5時まで
に到着するようにご投函ください。
- (2) 電磁的方法による議決権行使は、平成21年6月27日（土曜日）午後5時ま
での受付となります。
- (3) 電磁的方法によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行
使された内容を有効なものとしします。
- (4) 議決権行使書用紙並びに電磁的方法により議決権が重複して行使された場
合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものとしします。

以 上

<<電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、
当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使
いただきますようお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら、お
早めに下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又は携帯電話（iモード、
EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト
（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことよってのみ実施
可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取扱いを休止しま
す。）
※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、
「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標又は登録商標です。
- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール
等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、
proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっ
ては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいず
れかのサービスをご利用ください。又、セキュリティ確保のため、暗号化
通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりま
せん。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月27日（土曜日）の午後
5時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等
がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。又、携帯電話をご利用の場合は、ポケット通信料・その他携帯電話による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様の負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以上

（機関投資家の皆様へ）

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のほか、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

(提供書面)

事業報告

(自 平成20年4月1日)
(至 平成21年3月31日)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度の株式市場は、日経平均株価は12,000円台半ばから始まり、平成20年6月には14,000円台の半ばまでの上伸を見せましたが、夏場以降、リーマン・ブラザーズ、米国住宅金融公社、米国大手自動車メーカーなどの経営不安を背景に金融システム不安が再燃し、再び下降トレンドとなりました。

9月には、国内では福田首相の突然の辞任などの政治空白の中、大手投資銀行のリーマン・ブラザーズの破綻を契機に欧米で金融危機が勃発したことにより、日経平均株価は10月には7,000円割れの水準まで大幅に下落しました。又、国外では、米国の住宅金融公社や大手保険会社が政府管理下に置かれ、さらには欧米金融機関の淘汰再編が進展するなど、史上稀にみる大激変が起きました。その後、協調利下げや公的資金注入・政府保証による金融安定化策が打ち出されましたが、実体経済への悪影響の波及は止まらず、世界的な景気の減速が進みました。

平成21年1月には米国においてオバマ新政権が発足し、間もなく大規模な景気対策が決定されましたが、金融システム不安は一段と深刻化しており、金融株を中心に売りが進んだことにより日経平均株価も再び7,000円に迫りました。その後3月半ばにFRBによる追加金融緩和策などが打ち出され、又、国内でも株価対策や景気対策が検討されたことなどにより、年度末の日経平均株価は8,100円台まで持ち直す展開となりました。

当事業年度は、日経平均株価が年度を通して下落期間が長期化するなど、厳しい市場環境となりました。又、東証1部の1日平均売買代金は、平成20年4月の2.2兆円台から平成21年2月には1.2兆円台まで落ち込みました。個人投資家の売買動向は、日経平均株価が大幅に下落した9月、10月には一時的に活況となった場面もありましたが、総じて低調な取引となり、当事業年度の三市場合計1日当たり個人株式売買代金は6,625億円と前事業年度の9,651億円から31%減少しました。又、三市場における信用取引買建玉残高も当事業年度末は8,987億円と、前事業年度末の2兆1,806億円から59%の減少となりました。

このような厳しい環境の中、当事業年度の当社業績は、営業収益は前事業年度比19.0%減少の16,743百万円、経常利益は前事業年度比39.8%減少の5,996百万円、当期純利益は前事業年度比39.3%減少の3,643百万円となりました。一方で、証券口座数は665,922口座（前事業年度末622,422口座）、信用口座数は65,599口座（前事業年度末58,754口座）と順調に増加し、日経平均株価が前事業年度比で約35%下落したものの、預り資産は、8,713億円（前事業年度末1兆211億円）と前事業年度末比14.7%の減少にとどまりました。

当社は『顧客投資成績重視の経営』を経営理念に掲げ、「リスク管理追求型」のコンセプトの下、当事業年度は証券業界で初となる移動営業所の開設など、利便性を追求した独自のサービスの提供を行いました。

当事業年度の業績につきましては、前述のとおり株式個人委託売買金額が前事業年度比で低調であったことなどにより株式に係る委託手数料収入は減少し、当事業年度の営業収益は16,743百万円（前事業年度比19.0%減）、当期純利益は3,643百万円（前事業年度比39.3%減）となりました。

当事業年度のROE（自己資本当期純利益率）は10.2%となり、当社が目標としている20%を下回りましたが、収益増強や経営効率・資本効率の改善を通じて、20%以上を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当社は、コンピューターシステムを自社開発、自社運営しており、又、新規ビジネスへの参入や災害等に備えた事業継続計画（BCP）の実現のために必要な設備投資を続けてきております。当事業年度の設備投資額は555百万円で、ソフトウェアを中心とした新規ビジネスに係る投資並びにシステム増強に対して行いました。又、電子計算機等設備拡充のため、支払総額205百万円のリース契約を締結いたしました。

③ 資金調達の状況

短期借入金につきましては、信用取引残高の減少等に伴い資金需要が緩やかになったことから借入額を減額し、期末残高は前事業年度末に比べ110億円減少の10億円となりました。

又、今後の資金需要に応じた機動的、安定的な資金調達手段の確保と資金効率の向上を図ることを目的として、シンジケーション方式のコミットメントライン契約を締結しております。契約総額は、前事業年度に比べ35億円減額の50億円といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第7期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	第8期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	第9期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	第10期 平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで
営業収益 (受入手数料)	21,311 (16,887)	20,946 (15,083)	20,674 (13,709)	16,743 (11,231)
経常利益	12,672	11,017	9,955	5,996
当期純利益	9,746	6,088	6,006	3,643
1株当たり当期純利益	10,211円58銭	6,267円97銭	6,205円83銭	3,908円34銭
総資産	380,363	363,771	395,726	344,100
純資産	33,319	37,568	37,414	33,761
1株当たり純資産額	34,337円22銭	38,509円47銭	39,414円18銭	37,512円05銭

(注) 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する 議決権の比率	主要な事業内容
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,620,896 百万円	54.8% (54.8%)	傘下子会社及びグループの 経営管理、並びにそれに付 帯する業務
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,196,295 百万円	43.3% ()	銀行業

(注) 「当社に対する議決権の比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

昨今の株式市場低迷を受けて株式個人委託売買代金が縮小し、収益が伸び悩む厳しい環境の中で、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の総合金融グループ（以下、「MUFJグループ」といいます。）としての総合力や当社ならではのIT力を活かした競争力強化により、業界内ポジションの向上を目指すとともに、内部統制／品質管理態勢を強化し強固なビジネス基盤を確立してまいります。

① MUFJ連結子会社化に伴う業務提携成果の結実

MUFJグループ各社との業務提携において、金融商品仲介における口座開設の利便性追求、リアルチャネルとの連携施策の展開、金融商品仲介業者の拡充、ポイント・サービス展開、事務サービスの効率化施策、海外拠点との提携検討などの各種施策を通じて営業面成果の結実につなげていきます。

② 金融商品取引業者としての法令遵守、内部統制及び品質管理態勢の強化

金融商品取引業者に求められるプリンシプルベースを背景とした法令遵守態勢の確立のため、継続して強固なコンプライアンス意識の高揚を図ります。又、今事業年度より開始した財務報告に係る内部統制報告制度においてもISO経営フレームワークを基軸とし、グループ・ベースでの内部統制基盤の整備・高度化を図ります。さらには、認証取得（BCMS（BS25999-2：2007））によるBCP（事業継続計画）の高度化により安定したシステム基盤によるサービスの提供に努めます。前年度に導入した、ISO10002：2004（苦情対応マネジメントに関する国際規格）の苦情対応プロセスを糧とするお客様本位のサービスとECS2000（倫理法令遵守マネジメントに関する国内規格）を基盤とするコンプライアンスのPDCAサイクルを継続してまいります。

③ 新規業務による競争力強化の追求

スーパー証券口座をマーケティング基軸とした機能強化、評議会組織によるPTS業務の展開、デリバティブ展開の強化、約諾書電子化に伴うワンパック口座開設など、新規業務・サービスの展開を通じて競合他社との競争力強化を図ります。

④ コスト競争力の維持

昨今、マクロの経済環境の低迷が長引く中、当社の主たる業務である証券業は株式市況の影響を大きく受けております。当社は従来より、経営効率性の指標としてコストカバー率を重視しております。コストカバー率も収益同様減少傾向にあるものの、同業他社に比べて高い水準で推移してお

ります。当社は今後も厳格なコストコントロールを通じて、他社比優位なコスト競争力を維持してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

① 株式の取扱業務

イ. 委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って現物取引及び信用取引の売買を執行する業務

ロ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集又は売出しにつき、顧客に販売する業務

ハ. P T S 運営業務

私設取引システム「kabu.com P T S」の運営業務及び同市場において顧客の売買を執行する業務

② デリバティブ商品の取扱業務

イ. 先物・オプション取引の委託売買業務

金融商品取引所において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. カバードワラント取扱業務

金融商品取引所における上場カバードワラント及びゴールドマン・サックス証券株式会社との提携による店頭カバードワラントの取扱業務

ハ. 外国為替保証金取引業務

取引保証金の預託を受けた顧客から外国通貨の注文を受け、相対取引で売買を行う業務

③ 投資信託の取扱業務

投資信託受益証券及び外国投資信託受益証券の募集の取扱業務

(6) 主要な営業所（平成21年3月31日現在）

本 社 東京都中央区新川一丁目28番25号

移動営業所第1号 東京都中央区新川一丁目28番7号

(注) 本事業年度後の平成21年5月7日に本社を東京都千代田区大手町一丁目3番2号に移転いたしました。

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

区 分	使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	60名	8名増加	37.8歳	2.9年
女 性	33	3名減少	33.8	3.5
合計又は平均	93	5名増加	36.4	3.1

(注) 使用人数は使用人兼執行役及び臨時使用人（派遣社員）23名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
B N P パ リ バ 証 券 会 社	7,855百万円
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	3,218
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,500

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,330,000株
 (2) 発行済株式の総数 975,687株
 (3) 株主数 40,801名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	390,588株	43.39%
三 菱 U F J 証 券 株 式 会 社	103,187	11.46
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	31,770	3.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	31,700	3.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	29,542	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	20,715	2.30
東 短 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	11,307	1.25
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウンant	10,912	1.21
モルガン ホワイトフライヤーズ エキユイティ デイリヴエティヴ	10,543	1.17
マ イ ク ロ ソ フ ト 株 式 会 社	8,642	0.96

- (注) 1. 自己株式（75,670株）は、上記大株主からは除外しております。
 2. 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

① 平成15年12月1日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・ 新株予約権の数
42個（新株予約権1個につき9株）
- ・ 新株予約権の目的である株式の数
378株
- ・ 新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 135,000円（1株当たり 15,000円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 7,500円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年1月1日から平成22年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社社員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	42個	378株	1名
社外取締役	—	—	—

② 平成16年3月30日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
19個（新株予約権1個につき9株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
171株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 201,294円（1株当たり 22,366円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 11,183円

- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年5月1日から平成22年12月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
 - ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
 - ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
 - ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	7個	63株	1名
社外取締役	12	108	1

③ 平成18年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,067個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
3,201株
- ・新株予約権の払込金額
払込を要しない
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 981,066円（1株当たり 327,022円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 163,511円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年7月1日から平成24年6月30日まで

・新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権の割当を受けた者（以下「対象者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、執行役又は使用人の地位を保有していることを要する。
- ロ. 対象者に、定款又は社内規則に違反する重大な行為があった場合、対象者は、以後新株予約権を行使することができないものとする。
- ハ. 対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できる。かかる相続人の権利行使の条件は、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定める条件による。
- ニ. その他の権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除き執行役を含む)	246個	738株	1名
社外取締役	216	648	1

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役及び執行役の状態（平成21年3月31日現在）

① 取締役

地 位	氏 名	担 当 及 び 他 の 法 人 等 の 代 表 状 況
取 締 役 会 長	山 下 公 央	監査委員会委員長 指名委員会委員長 報酬委員会委員長
取 締 役 代表執行役社長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者（CEO）
取 締 役	玉 越 良 介	指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取 締役会長（代表取締役）
取 締 役	佐 野 三 郎	指名委員会委員 報酬委員会委員 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専 務取締役（代表取締役）
取 締 役	前 田 孝 治	監査委員会委員
取 締 役	磯 崎 哲 也	監査委員会委員 株式会社磯崎哲也事務所代表取締役
取 締 役	佐 藤 丈 文	監査委員会委員

- (注) 1. 取締役山下公央氏、玉越良介氏、佐野三郎氏、前田孝治氏、磯崎哲也氏、佐藤丈文氏は、社外取締役であります。
2. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりであります。
- ・平成20年6月22日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって、取締役渡辺喜宏氏、笠松重保氏及び村上敦士氏は任期満了により退任いたしました。
 - ・平成20年6月22日開催の第9回定時株主総会において、玉越良介氏、佐野三郎氏及び前田孝治氏は取締役に選任され就任いたしました。
3. 当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・取締役玉越良介氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長を兼務しております。
 - ・取締役佐野三郎氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの専務取締役を兼務しております。
 - ・取締役前田孝治氏は、三菱UFJ証券株式会社の常務取締役を兼務しております。
4. 監査委員磯崎哲也氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査委員佐藤丈文氏は、弁護士資格を有しており、企業に関する法律を中心に専門的知見を有しております。

② 執行役

地 位	氏 名	担 当
代表執行役社長	齋 藤 正 勝	最高経営責任者 (CEO)
専 務 執 行 役	雨 宮 猛	業務統括部長 最高財務責任者 (CFO)
専 務 執 行 役	眞 部 則 広	事務統括部長 最高コンプライアンス責任者 (CCO)
常 務 執 行 役	臼 田 琢 美	営業統括部部長
常 務 執 行 役	中 島 俊 一	営業統括部部長
執 行 役	石 川 陽 一	P T S 推進室長
執 行 役	阿 部 吉 伸	システム統括部部長

(注) 1. 齋藤正勝氏は取締役を兼務しております。

2. 当事業年度中の執行役の異動

平成20年6月1日付で中島俊一氏は執行役に新たに選任され、就任いたしました。

3. 当事業年度後の執行役の異動

平成21年4月1日付で、執行役の役職、担当業務を以下のとおり変更いたしました。

専務執行役 雨宮 猛 業務本部長兼業務統括部長
最高財務責任者 (CFO)

専務執行役 眞部則広 事務本部長
最高コンプライアンス責任者 (CCO)

執行役 臼田琢美 営業本部長

執行役 中島俊一 営業本部副本部長

執行役 阿部吉伸 システム本部長兼システム統括部長

(2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (9)	50百万円 (50)
執 行 役	7	158
合 計	16	208

(注) 1. 執行役を兼務する取締役1名に対しては、取締役としての報酬を支払っておりません。

2. 上記のほか、社外取締役が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は188百万円です。

(3) 取締役及び執行役の報酬に関する基本方針

取締役及び執行役の報酬に関する基本方針は、「報酬委員会規程」により以下のとおり定めています。

① 取締役報酬について

取締役の個人別報酬額は、その主な職務が監督機能であることを鑑み、固定報酬のみとし、常勤又は非常勤の別、委員会委員の兼職又は非兼職の別により「報酬委員会規程」に定める金額を上限として、報酬委員会で決定する。

② 執行役報酬について

執行役の個人別報酬額は、生活保障と業績向上へのインセンティブ供与の観点から固定報酬と変動報酬により構成し、定められた金額を上限として役付別の固定報酬額、並びに、変動報酬の具体的な算定式及び個人別の変動報酬額を、報酬委員会で決定する。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役玉越良介氏は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長（代表取締役）、又、取締役佐野三郎氏は同社の専務取締役（代表取締役）であります。当社は同社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行と通常の銀行取引のほか、金融商品仲介業、銀行代理業等の業務提携を行っております。
- ・取締役前田孝治氏は、三菱UFJ証券株式会社の常務取締役であります。当社は三菱UFJ証券株式会社と新規公開株式等の委託販売等の業務提携を行っております。
- ・取締役磯崎哲也氏は、株式会社磯崎哲也事務所の代表取締役であります。なお、当社と株式会社磯崎哲也事務所との間には特別の関係はありません。
- ・取締役佐藤丈文氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は西村あさひ法律事務所より法律業務の提供を受けております。

② 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役玉越良介氏は、三菱UFJニコス株式会社及び関西電力株式会社の社外取締役を兼務しております。
- ・取締役佐野三郎氏は、三菱UFJ証券株式会社の社外取締役を兼務しております。
- ・取締役前田孝治氏は、エム・ユー・エスビジネスサービス株式会社の社外取締役を兼務しております。
- ・取締役磯崎哲也氏は、株式会社ミクシィ及び株式会社インターリンクの社外監査役を兼務しております。

③ 主要取引先等特定事業関係者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会等への出席状況及び発言内容

氏名	出席状況及び発言内容
取締役 山下 公 央	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、又、当事業年度開催の監査委員会15回の全てに出席し、取締役会議長、監査委員会委員長として議案の上程や議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 玉 越 良 介	選任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、当社親会社の代表取締役として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 佐 野 三 郎	選任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、当社親会社の代表取締役として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 前 田 孝 治	選任後に開催された取締役会10回のうち9回に出席し、又、選任後に開催された監査委員会12回のうち10回に出席し、証券会社のコンプライアンス担当役員として、当社への経営指導的見地から発言を行っております。
取締役 磯 崎 哲 也	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、又、当事業年度開催の監査委員会15回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
取締役 佐 藤 丈 文	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、又、当事業年度開催の監査委員会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

ロ. 社外取締役の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 (注) 1	43百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (注) 2	47百万円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 当社は、会計監査人に対して、顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主利益の最大化を重要な経営目標としております。従来より、信用取引拡大等に備えた財務体質の強化及びコンピューターシステムへの投資等の将来の事業拡大に必要な内部留保の確保を念頭に置き、それらの効果によるROEの向上を通じての1株当たりの利益水準の増加を推進してまいりました。それと同時に配当性向30%程度の配当を経営目標に置き、内部留保とのバランスを考慮に入れた利益配分を行ってまいりました。

この方針に基づき、平成21年3月期の期末配当については、平成21年5月に開催予定の取締役会決議を前提に、配当性向33.3%となる1株当たり1,300円といたします。

なお当社は、前期に引き続き、平成20年10月23日開催の取締役会において自己の株式を取得することを決議し、合計50,000株の市場買付を実施いたしました。上記の配当方針に加え、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策遂行を可能にし、資本効率の向上及び株主への利益還元を推進するため自己株式の取得を決定したものです。これにより、平成21年3月期の配当総額と上記自己株式取得額（ストック・オプション行使に伴う処分額を控除）とを合計した株主還元性向は、当期利益の184.5%に達することになります。

今後の利益配分の方針に関しましても、従来の方針も勘案しつつ、検討を行ってまいります。

7. 業務の適正を確保するための体制

監査委員会の職務の執行のため必要な事項及び執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の内容は以下のとおりであります。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき組織として内部監査室を設置しております。

② ①の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

内部監査室は、監査委員会の監督下であり、代表執行役及び業務執行部門から完全に独立した組織とし、その設置及び廃止に関する権限は取締役会に属するものとしております。又、内部監査室長の任免並びに報酬は取締役会が決定し、その指揮権は監査委員会に属するものとしております。

③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

執行役又は使用人は以下の事項について監査委員又は監査委員会に報告する体制としております。

- ・当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
- ・監査委員会又は内部監査室から受領した改善要請に対する是正状況
- ・行政当局、取引所、証券業協会等が当社に対し行った検査、考査、監査の結果の内容
- ・行政当局、取引所、証券業協会等から処分を受けた場合にはその処分内容
- ・業務執行部門で実施した品質監査の結果
- ・業務執行の妥当性、適法性に疑義があると思われる事項が生じた場合には、その事項
- ・その他監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員（以下、「選定監査委員」。）が定めた事項

④ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査委員会を構成する取締役は、取締役会決議により定め、その員数は3名以上とし、その過半数は社外取締役であって執行役でない者でなければならないとしております。加えて、監査委員会は、必要に応じ、説明又は意見陳述のために取締役、執行役、担当管理職その他の社員を監査委員会に出席させることができるなど監査が実効的に行われることを確保する体制としております。なお、選定監査委員は以下の権限を有することとしております。

- ・ 取締役若しくは執行役及び支配人その他使用人に対する職務の執行に関する事項の報告の請求
- ・ 当社の業務及び財産の状況の調査
- ・ 監査委員会の職務を執行するため必要があるときの当社の子会社に対する事業の報告の請求
- ・ 監査委員会の職務を執行するため必要があるときの子会社の業務及び財産の状況の調査
- ・ 取締役会の招集
- ・ 監査委員会が会計監査人を解任したときの株主総会に対する解任の事実及び解任理由の報告
- ・ 監査委員会の職務を行うため必要があるときの会計監査人に対する会計監査に関する報告の請求
- ・ 当会社と執行役又は取締役との間の訴えに係る訴訟の代表（監査委員が当該訴えの当事者である場合を除く。）
- ・ 調査の実施にあたり必要な場合の弁護士、公認会計士、コンサルタント及びその他の外部アドバイザーの任用

⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

MUFG倫理綱領を採択するなど、法令等遵守・リスク管理等の内部統制に関して親会社における統括組織と適切に連携し、企業集団における業務の適正を確保する体制を構築しております。

又、親会社より取締役の派遣を受けておりますが、利益相反等の可能性に留意した取締役会運営を行うこととしております。

- ⑥ 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は、職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体により保存を行う体制とし、文書の保存期間その他の管理体制については当社規則に規定しております。又、監査委員会又は選定監査委員が求めたときは、執行役はいつでも文書を閲覧に供す体制としております。
- ⑦ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
期初にリスク管理方針を制定し、リスクの認識、把握、リスクコントロール、報告を行う体制としております。又、リスクの算定方法等、リスク算定基準、リスク算定等に係る内部管理体制の整備方法、リスク算定等にかかる基礎データの管理方法を当社規定に定めております。
- ⑧ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
代表執行役・役付執行役・執行役の職務・権限・責任等を定め、執行役の職務が効率的に行われることを確保する体制としております。具体的には、執行役社長が最高責任者として取締役会から委任された業務執行に係る事項を統括し、業務執行の重要な事項については代表執行役を含む常務執行役以上の役付執行役で構成する経営会議により決定することとしております。又、執行役は経営会議決議事項並びに業務執行に係る事項につき執行役社長を補佐して業務を執行することとしております。
- ⑨ 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「MUF G 倫理綱領」「倫理規程」や「コンプライアンスマニュアル」等の「コンプライアンス規程」において、反社会的勢力との対決を含め、法令、自主規制機関の定款・諸規則、取引所規則、当社の定款・諸規程や社会規範の遵守を定め、コンプライアンス研修等によりその周知徹底を図っております。又、「コンプライアンスプログラム」に基づき、各期の方針・重点課題・施策を制定し、その実践により法令遵守を確保する体制としております。加えて、品質管理委員会による「第一者監査」、内部監査室による「第二者監査」において、法令等の遵守状況を検証しております。
- ⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、本社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制としております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	337,012	流 動 負 債	288,757
現金・預金	50,704	信用取引負債	35,988
預託金	199,999	信用取引借入金	11,236
信用取引資産	64,567	信用取引貸証券受入金	24,751
信用取引貸付金	51,830	有価証券担保借入金	17,693
信用取引借証券担保金	12,737	預り金	119,725
立替金	125	受入保証金	113,208
募集等払込金	229	短期借入金	1,000
短期差入保証金	19,470	リース債務	52
先物取引差金勘定	481	未払金	194
前払金	107	未払費用	610
前払費用	96	未払法人税等	176
未収入金	5	繰延税金負債	103
未収収益	1,208	その他の流動負債	4
その他の流動資産	13	固 定 負 債	20,146
固 定 資 産	7,088	長期借入金	20,000
有 形 固 定 資 産	337	リース債務	146
建物	210	特別法上の準備金	1,434
器具・備品	6	金融商品取引責任準備金	1,434
リース資産	120	負 債 合 計	310,339
無 形 固 定 資 産	1,810	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,731	株 主 資 本	33,343
電話加入権	10	資本金	7,196
リース資産	67	資本剰余金	11,913
投資その他の資産	4,940	資本準備金	11,913
投資有価証券	2,471	利益剰余金	22,956
出資金	2	その他利益剰余金	22,956
長期差入保証金	309	繰越利益剰余金	22,956
長期前払費用	87	自 己 株 式	△8,722
繰延税金資産	1,055	評価・換算差額等	417
その他	1,754	その他有価証券評価差額金	417
貸倒引当金	△740	純 資 産 合 計	33,761
資 産 合 計	344,100	負 債 純 資 産 合 計	344,100

損 益 計 算 書

（自 平成20年 4月 1日）
（至 平成21年 3月 31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営 業 収 益	16,743
受 入 手 数 料	11,231
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	△1
金 融 収 益	5,513
金 融 費 用	1,755
純 営 業 収 益	14,988
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	8,964
営 業 利 益	6,024
営 業 外 収 益	254
営 業 外 費 用	282
経 常 利 益	5,996
特 別 利 益	590
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	17
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	435
投 資 有 価 証 券 売 却 益	138
特 別 損 失	411
投 資 有 価 証 券 評 価 損	365
本 社 移 転 費 用	46
税 引 前 当 期 純 利 益	6,175
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,324
法 人 税 等 調 整 額	207
法 人 税 等 合 計	2,531
当 期 純 利 益	3,643

株主資本等変動計算書

（自 平成20年 4月 1日）
（至 平成21年 3月 31日）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金				
			繰越利益 剰余金				
平成20年 3月 31日 残高	7,196	11,913	21,284	△3,256	37,138	276	37,414
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			△1,898		△1,898		△1,898
当期純利益			3,643		3,643		3,643
自己株式の取得				△5,553	△5,553		△5,553
自己株式の処分			△73	87	13		13
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）						140	140
事業年度中の変動額合計	—	—	1,672	△5,466	△3,794	140	△3,653
平成21年 3月 31日 残高	7,196	11,913	22,956	△8,722	33,343	417	33,761

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法
- ① トレーディングの目的及び範囲
当社の行うトレーディング業務は、委託取引の円滑な執行を目的としております。
トレーディング業務において取り扱う主要な商品は、株式、投資信託受益証券、カバードワラント、株式に係る先物取引及びオプション取引であります。
 - ② 評価基準及び評価方法 時価法
- (2) トレーディング商品に属さない有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）を採用しております。
 - ② その他有価証券
 - 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、貸借対照表については持分相当額を純額で、損益計算書については各損益項目の持分相当額を計上する方法によっております。
- (3) 固定資産の減価償却方法
- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く)
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 10年～15年
器具・備品 6年～8年
 - ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
長期前払費用 定額法
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 引当金及び準備金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は「繰延消費税（投資その他の資産のその他）」に計上し5年間で均等償却しております。

(6) 会計方針の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 追加情報

（金融商品取引責任準備金）

金融商品取引法の施行に伴い、当事業年度より、金融商品取引責任準備金の繰入額に係る計算方法が変更となっております。この影響により、当事業年度の税引前当期純利益は27百万円減少しております。

なお、従来、特別法上の準備金に計上していた「証券取引責任準備金」は、当事業年度末より「金融商品取引責任準備金」に科目名を変更しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	186百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
①金銭債権	52,401百万円
②金銭債務	2,558百万円
(3) 執行役に対する金銭債務	35百万円
(4) 差入れている有価証券及び差入れを受けている有価証券の時価は次のとおりであります。	
①差入れている有価証券	
イ 信用取引貸証券	25,801百万円
ロ 信用取引借入金の本担保証券	11,863百万円
ハ 消費貸借契約により貸し付けた有価証券	16,289百万円
ニ 差入保証金代用有価証券	51,420百万円
②差入れを受けている有価証券	
イ 信用取引貸付金の本担保証券	41,071百万円
ロ 信用取引借証券	11,921百万円
ハ 消費貸借契約により借り入れた有価証券	26,074百万円
ニ 受入保証金代用有価証券	139,618百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	57百万円
② 金融費用	59百万円
③ 販売費・一般管理費	309百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	975,687株	一株	一株	975,687株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	26,411株	50,005株	747株	75,670株

(注) 1. 自己株式の株式数の増加50,005株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加50,000株、端株の買取りによる増加5株であります。

2. 自己株式の株式数の減少747株は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,898百万円
- ・ 1株当たり配当額 2,000円
- ・ 基準日 平成20年3月31日
- ・ 効力発生日 平成20年6月9日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成21年5月21日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,170百万円
- ・ 1株当たり配当額 1,300円
- ・ 基準日 平成21年3月31日
- ・ 効力発生日 平成21年6月15日

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権 Aストック・オプション・プラン (平成15年12月31日発行)	第1回新株予約権 Bストック・オプション・プラン (平成16年4月30日発行)
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	378株	171株
	第2回新株予約権 Aストック・オプション・プラン (平成18年3月31日発行)	
目的となる株式の種類	普通株式	
目的となる株式の数	3,201株	

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

金融商品取引責任準備金	583百万円
投資有価証券	151百万円
減価償却費	154百万円
貸倒引当金	299百万円
その他	62百万円

繰延税金資産合計 1,250百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	299百万円
--------------	--------

繰延税金負債合計 299百万円

繰延税金負債の純額(流動) 103百万円

繰延税金資産の純額(固定) 1,055百万円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因
となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.0%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
器具・備品	2,080	1,326	753
ソフトウェア	824	585	238
合計	2,904	1,911	992

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	616百万円
1年超	433百万円
合計	1,049百万円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	853百万円
減価償却費相当額	796百万円
支払利息相当額	36百万円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は業 職	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社 の子会社	三菱UFJ信託銀行(株)	324,279	信託 銀行業	(被所有) 0.0	銀行取引	金銭信託 支払手数料	— 54	預託金 未払費用	136,061 28
	三菱UFJ証券(株)	65,518	金融商品 取引業	(被所有) 11.4	金融商品 取引 役員の兼 任	有価証券 の売買 有価証券 売却益	21,099 153	— —	— —

(注) ① 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

② 取引条件及び取引条件の決定方針

ア 支払手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

イ 金銭信託の取引金額については、顧客分別金信託必要額の差替を日々行なっているものであり、かつ金額が多額であるため記載しておりません。

③ 有価証券の売買は、形式的には三菱UFJ信託銀行(株)の金銭信託で保有する有価証券の売却ですが、実質的には同金銭信託を経由した、当社と三菱UFJ証券(株)との取引によるものです。なお、有価証券売買の取引条件は、一般の取引条件と同様に決定しております。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

① 親会社情報

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

株式会社三菱東京UFJ銀行 (非上場)

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	37,512円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	3,908円34銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	3,904円28銭
(4) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定基礎	
1株当たり当期純利益	
①普通株式に係る当期純利益	
イ損益計算上の当期純利益	3,643百万円
ロ普通株主に帰属しない金額	－百万円
ハ差引普通株式に係る当期純利益	3,643百万円
②普通株式の期中平均株式数	932,355株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
①当期純利益調整額	－百万円
②普通株式増加数	969株
うち新株予約権	969株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月12日

カブドットコム証券株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員 公認会計士 御子柴 顯 (印)

指定社員 業務執行社員 公認会計士 美久羅 和美 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カブドットコム証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査委員会監査報告書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている会社の内部統制にかかる体制全般の状況について監視及び検証し、かつ、取締役会が定めた監査委員会規程及び当期の監査方針並びに監査委員会が定めた職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制にかかる体制全般に関する取締役会の決議の内容は相当と認めます。また、当該内部統制にかかる体制全般に関する取締役会及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月19日

カブドットコム証券株式会社 監査委員会

監査委員長	山下	公央	Ⓔ
監査委員	前田	孝治	Ⓔ
監査委員	磯崎	哲也	Ⓔ
監査委員	佐藤	丈文	Ⓔ

(注) 監査委員山下公央、前田孝治、磯崎哲也、佐藤丈文は会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成21年5月に本社機能を東京都千代田区に移転したことに伴い、本店の所在地を変更するものであります。(変更案第3条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」をいいます。)が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うとともに、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。
- (3) 株主の権利行使に際しての手続きについて、株式取扱規則に定める旨を明確にするため、所要の変更を行うものであります。(変更案第8条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 本社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 本社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>② (省 略)</p> <p>③ 本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 本社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 本会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 本会社の株式に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については</u>、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>第10条～第12条</u> (省 略)</p>	<p><u>第9条～第11条</u> (現行どおり)</p>
<p>(株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第13条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第12条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p><u>第14条～第46条</u> (省 略)</p>	<p><u>第13条～第45条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
1	山下 公央 (昭和26年2月18日生)	昭和49年4月 ㈱三和銀行入行 平成10年4月 同行 市場リスク管理部長 平成12年4月 同行 総合リスク管理部長 平成13年4月 ㈱UFJホールディングス 総合リスク管理部長 平成14年1月 同社 リスク統括部長 平成15年7月 ㈱UFJ銀行 総合リスク管理部長を兼務 平成16年7月 ㈱UFJホールディングス 執行役員 リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 平成17年5月 同社 執行役員 平成17年6月 当社 取締役会長（現職） <当社における地位、担当> 指名委員会委員長、報酬委員会委員長、 監査委員会委員長、選定監査委員	48株
2	齋藤 正勝 (昭和41年5月13日生)	平成元年4月 野村システムサービス㈱入社 平成5年8月 第一証券㈱入社 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 オンライン証券設立プロジェクトに参画 平成11年6月 日本オンライン証券㈱設立に伴い同社入社 情報システム部長 同社 取締役 平成11年9月 当社 執行役員情報システム部長 平成13年4月 当社 最高業務執行責任者 平成14年5月 当社 代表取締役COO 平成15年6月 当社 代表取締役社長 平成16年6月 当社 取締役兼代表執行役社長 平成17年6月 当社 取締役兼代表執行役社長（現職）	2,989株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
3	佐野 三郎 (昭和24年5月24日生)	<p>昭和48年4月 ㈱東京銀行入行 平成12年6月 ㈱東京三菱銀行 取締役ニュー ヨーク支店長 平成13年5月 同行 取締役人事室長兼キャリア 開発センター所長 平成13年6月 同行 執行役員人事室長兼キャ リア開発センター所長 平成14年2月 同行 執行役員人事室長兼キャ リア開発室長 平成16年5月 同行 常務執行役員名古屋支社長 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行 常務執行役員 名古屋営業本部長 平成20年4月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グル ープ 専務執行役員 平成20年6月 当社 取締役 (現職) 平成20年6月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グル ープ 専務取締役 (代表取締役) (現職)</p> <p><当社における地位、担当> 指名委員会委員、報酬委員会委員 <他の会社の代表状況> ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ 専務取締役 (代表取締役)</p>	—
4	竹内 和男 (昭和25年8月15日生)	<p>昭和48年4月 ㈱東海銀行入行 平成11年4月 同行 執行役員企画部長 平成11年6月 同行 取締役企画部長 平成12年4月 同行 取締役戦略事業部長 平成12年10月 同行 取締役 平成13年1月 同行 取締役戦略事業部担当 平成13年4月 ㈱UFJホールディングス 執行役員 統合推進部長 平成14年1月 ㈱UFJ銀行 常務執行役員名古屋法 人営業第1部～第5部担当 平成14年8月 同行 常務執行役員名古屋法人営 業第1部～第4部担当 平成16年9月 同行 常務執行役員名古屋法人営 業第1部～第4部担当法人カンパ ニー長補佐 (中部地区担当) 平成17年6月 UFJつばさ証券㈱ 専務執行役員名 古屋駐在 平成17年10月 三菱UFJ証券㈱ 常務執行役員中部 地区担当名古屋駐在 平成18年6月 同社 常務執行役員名古屋支店長 平成20年4月 同社 常務執行役員名古屋支店長 兼名古屋支店プライベートバンキ ング部長 平成20年6月 同社 専務取締役 (代表取締役) 企画管理本部長 (現職) 平成20年6月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グル ープ 取締役 (現職)</p> <p><他の会社の代表状況> 三菱UFJ証券㈱ 専務取締役 (代表取締役)</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社株式の数
5	柳井隆博 (昭和33年5月4日生)	昭和57年4月 ㈱三菱銀行入行 平成17年1月 同行 総合カード・クレジット事業部長 平成18年1月 ㈱三菱東京UFJ銀行企画部部長(会長行室長) 平成19年4月 ㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ経営企画部長 平成20年4月 同社 執行役員経営企画部長 平成21年5月 同社 執行役員リテール企画部長兼㈱三菱東京UFJ銀行執行役員リテール企画部長(現職)	—
6	磯崎哲也 (昭和36年8月26日生)	昭和59年4月 ㈱長銀経営研究所入社 平成4年8月 公認会計士登録 平成7年4月 ㈱長銀総合研究所に転籍 産業調査第二部インターネット金融・技術担当 平成10年10月 伊藤忠商事㈱入社 嘱託・オンライン証券会社設立準備担当 平成11年7月 ネットイヤーグループ㈱入社 財務責任者 平成13年7月 磯崎哲也事務所代表(現職) 平成15年6月 当社 監査役 平成16年6月 当社 取締役(現職) <当社における地位、担当> 監査委員会委員、選定監査委員 <他の会社の代表状況> ㈱磯崎哲也事務所代表取締役	72株
7	佐藤丈文 (昭和45年8月9日生)	平成7年3月 最高裁判所司法研修所卒業 平成7年4月 第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所入所 平成14年5月 米国コロンビア大学ロースクール(LL. M.)卒業 平成14年8月 米国ニューヨークDebevoise & Plimpton法律事務所勤務 平成15年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成15年6月 西村総合法律事務所復職 平成16年1月 西村ときわ法律事務所 パートナー弁護士 平成17年6月 当社 取締役(現職) 平成19年7月 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士(現職) <当社における地位、担当> 監査委員会委員	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者山下公央氏、佐野三郎氏、竹内和男氏、柳井隆博氏、磯崎哲也氏及び佐藤丈文氏は、社外取締役候補者であります。
3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社は、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する当社の特定関係事業者には該当しており、各社外取締役候補者と株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

プを含む特定関係事業者との関係については注記4.(1)～(6)の各④に記載しております。

4. 各社外取締役候補者の「①社外取締役として選任した理由」「②本株主総会の終結時における当社の社外取締役に就任してからの在任期間」「③他の会社の役員として在任中の当該他の会社における法令又は定款に違反する事実、又、その他不当な業務執行が行われた事実」「④特定関係事業者との関係」は、以下のとおりであります。

(1) 山下公央氏（再任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行及び銀行持株会社において、支店長、デリバティブズ会社社長、リスク管理部長及びリスク管理・コンプライアンス担当役員等を歴任し、企業経営、リスク管理・内部統制に精通していることから、これらの専門的知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、取締役会長として取締役会の適切な運営に加え、専門的知識や業務経験を活かし、当社の経営管理・リスク管理の高度化・内部統制の強化等に社外取締役として貢献していただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、平成13年4月から平成17年5月まで、株式会社UFJホールディングス（現株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）の部長及び執行役員でありました。又、同氏は平成15年7月から平成16年7月まで、株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）の部長を兼務しておりました。

(2) 佐野三郎氏（再任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において人事室長、国内外の支店長・支社長・本部長等を歴任し、銀行持株会社ではグループ横断的なリスク管理の統括を担当するなど、幅広い会社経営を経験していることから、これらの専門的知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、経営及び業務経験を活かし、当社の経営管理の拡充等に社外取締役として貢献していただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。

③該当事項はございません。なお、同氏が社外取締役を務めている三菱UFJ証券株式会社において、平成21年4月に同社元社員による顧客情報の不正持出し及び流出の事実が判明し、同社は顧客の被害拡大の防止並びに事

態の解明及び解決に努めると共に、再発防止策の策定及び徹底に取り組んでおります。

④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専務取締役であります。又、同氏は現在三菱UFJ証券株式会社の社外取締役であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(3) 竹内和男氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行及び総合証券会社において取締役及び執行役員として経営企画、事業戦略、営業などに幅広く精通していることから、これらの専門知識や業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③該当事項はございません。なお、同氏が取締役を務めている三菱UFJ証券株式会社において、平成21年4月に同社元社員による顧客情報の不正持出し及び流出の事実が判明し、同社は顧客の被害拡大の防止並びに事態の解明及び解決に努めると共に、再発防止策の策定及び徹底に取り組んでおります。

④同氏は、現在三菱UFJ証券株式会社専務取締役であります。又、同氏は現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(4) 柳井隆博氏（新任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、銀行において事業部長、全国銀行協会会長行室長を歴任し、銀行持株会社では経営企画を担当するなど、幅広い経営企画を経験していることから、これらの業務経験を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

②同氏は、新任の取締役候補者であり、該当事項はございません。

③該当事項はございません。

④同氏は、現在株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員リテール企画部長兼株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員リテール企画部長であります。なお、同氏の過去5年間の業務執行者としての経験は、略歴に記載のとおりであります。

(5) 磯崎哲也氏（再任）

①同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、ベンチャー企業の最高財務責任者やベンチャー投資会社の代表取締役として企業の運営や成長に関わった経験及び社外取締役等の経験を持ち、公認会計士としての専門知識に加え情報技術への造詣も深いことから、これらの経験と専門的な知見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、一般的な財務、会計面や内部統制強化の発言に加え、当社に対する株式公開買付け時の特別委員としての発言等を通じて、その専門性を遺憾なく発揮いただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって5年となります。（同氏は、当社社外取締役への就任以前は、当社社外監査役に就任しておりましたが、社外監査役として就任していた期間をあわせた通算の在任期間は6年となります。）

③該当事項はございません。

④同氏は、当社の特別関係事業者との関係はございません。

(6) 佐藤丈文氏（再任）

①同氏は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏を社外取締役候補者として選任した理由は、企業に関する法律実務を専門とする弁護士であり、その専門的な知見を取締役会による経営監督に活用することで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。

なお、当社社外取締役として在任期間中については、内部統制の強化、会社法への対応、当社に対する株式公開買付け及びその他日常的な経営監督の場面において、法的側面からの発言等を通じて、その専門的な知見を遺憾なく発揮いただいております。

②同氏の社外取締役の在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4年となります。

③該当事項はございません。

④同氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であり、同氏及び同法律事務所所属の弁護士は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ並びにその子会社及び関連会社（当社を含む。）に対して、各種の法律業務を提供しており、それに対して相当額の報酬を過去2年間において受けており、又、今後受ける予定があります。なお、当該報酬の額は、同事務所所属の弁護士が提供する法律業務の具体的な内容等に応じて相当額の範囲内で多額となる場合があります。

5. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、各社外取締役と同契約を締結しております。社外取締役候補者が当社取締役として選任された場合、責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約としており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

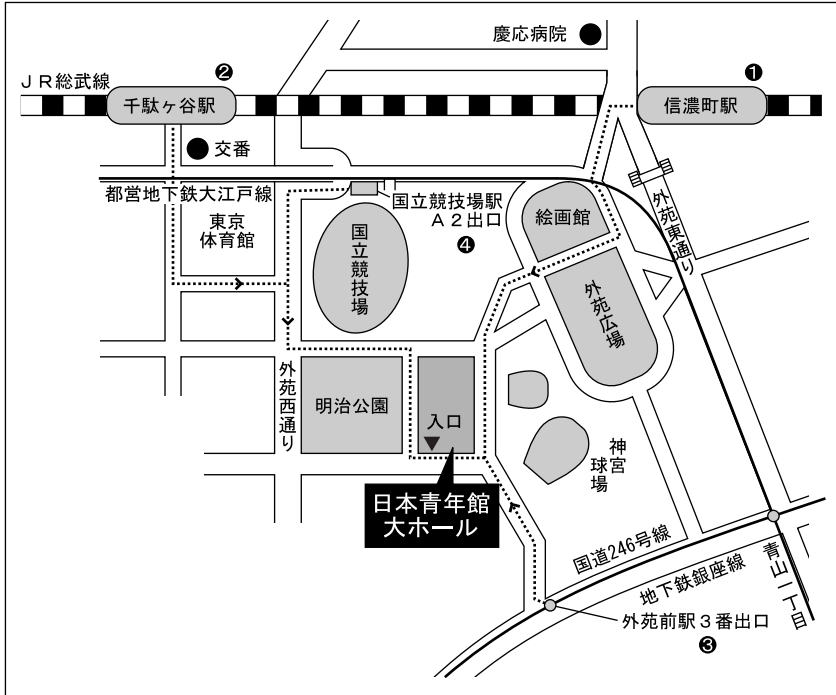
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区霞ヶ丘町7番1号

日本青年館大ホール

(代) ☎03(3475)2455



(交通)

- ① JR中央・総武線各駅停車「信濃町」駅より徒歩9分
- ② JR中央・総武線各駅停車「千駄ヶ谷」駅より徒歩9分
- ③ 地下鉄銀座線「外苑前」駅 3番出口より徒歩7分
- ④ 都営地下鉄大江戸線「国立競技場」駅 A2出口より徒歩7分

お願い

- ・当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。